



# 羽の情報便

平成二十五年度税制改正のポイント②



## 1. 住宅ローン減税（10年で最大400万円減税）

2013年末に期限が切れる住宅ローン減税は、17年末まで4年延長され、内容も大幅に拡充されます。住宅ローン減税は、毎年末のローン残高の最大1%分を、所得税などから差し引ける制度です。現行の制度では、13年中に入居する人は年間で最大20万円（10年間で最大200万円）の減税を受けられます。消費税率が8%に上がる前の14年1月～3月に入居する人はこの制度が適用されますが、14年4月～17年末に入居する人は、新たな制度が適用され、年間で最大40万円（10年間で最大400万円）の減税を受けられるようになります。所得税などの納税額が少なく、住宅ローン減税の恩恵を十分受けられない中低所得者層に対しては、現金などの給付も検討するとのこと。詳細は今夏に決まります。東日本大震災の被災者については、14年1月～3月の入居者は年間で最大36万円（10年間で最大360万円）、14年4月～17年末の入居者は年間で最大60万円（10年間で最大600万円）の減税を受けられます。

## 2. 企業向け減税（新規雇用×40万円減税）

企業向けの減税を通じて、雇用増や賃金増につなげようとする仕組みも2013年度から設けられます。1つは、1定の条件を満たせば、企業が従業員向けの給与支給額を増やした場合、増加額の10%分を法人税から差し引ける制度をつくります。これは3年間の時限措置です。また、新たに従業員を雇った企業が、その人数に応じて法人税を軽くできる税制も拡充し、増えた従業員1人あたり40万円（現行は20万円）を法人税から差し引けるようにします。企業は「給与増」制度または「雇用増」制度のどちらかを選べるようになります。中小企業向けの支援策としては、後継者が先代の経営者から、会社の株式を譲り受けた際に、相続税などの負担を軽くする優遇税制も15年1月から拡充します。優遇税制を受けるには、後継者が「先代経営者の親族」である必要がありましたが、「親族以外」でも認められます。

## 3. 自動車取得税廃止（車取得税15年10月廃止）

車の購入時に車体価格の5%の税金がかかる「自動車取得税」は、消費税率が10%に上がる15年10月に廃止されることになりました。消費税率が8%になる14年4月時点では、現行の「エコカー減税」が拡充され、税率についても1定割合低くなる見通しですが、具体的な適用範囲や税率については14年度税制改正で決めとのこと。一方、自動車の重さに応じてかかる「自動車重量税」の廃止は見送られました。取得税、重量税などを減免している「エコカー減税」制度は、重量税については恒久化される方針です。ただ、現行制度の下でもハイブリッド車（HV）など極めて燃費の良い車を買う際は、「エコカー減税」で取得税や重量税がかかっておらず、今回の減税で新たな恩恵は受けられない見通しです。

## 4. 金融税制（少額投資非課税10年間制度継続）

上場株式の配当や譲渡益などに対する税率を10%に抑える「証券優遇税制」が13年末で終わり、税率が本来の20%に戻されます。その代わりに、14年1月から始まる「少額投資非課税制度」（日本版ISA）を拡充させます。毎年100万円までであれば上場株式などへの投資で得た配当や譲渡益が非課税となる制度です。16年まで3年間の実施予定でしたが、23年まで10年間続けます。非課税となる期間は「投資から10年間」から「5年間」に短縮されました。また、株式や投資信託の売買で得た利益と損失を相殺できる「損益通算」の対象に、16年1月から国債や社債などの債券も加えるとのこと。

### 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務！ <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中！  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！  
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。“羽の情報便”で検索してください。

■まぐまぐ！（<http://www.mag2.com/>）

■melma！（<http://melma.com/>）

# お客様からのQ & A

今年度の確定申告も何とか終わることが出来ました。毎年この時期に売上や経費の集計をしますが、いつも「これは経費になるのか?」「経費の種類にはどんなものがあるのか?」「税金などは経費にならない?」「ご悩んでしまいます。また、住宅の一部を事務所として使っています。この場合、電気代等の経費はどうしたら良いでしょうか?」

売上に対応する原価、これは経費です。商品等の仕入、製造業であれば原材料仕入がそれにあたります。その他の経費については、収入を得るために直接要した費用と間接的に要した費用があります。直接要した費用についてはわかりやすいと思いますが、間接的に要した費用を一般管理費と言い、税務調査で見解が分かれる場合もあります。経費の種類には、主なものに①売上原価、②租税公課、③荷造り運賃、④水道光熱費、⑤旅費交通費、⑥通信費、⑦広告宣伝費、⑧接待交際費、⑨保険料、⑩修繕費、⑪消耗品費、⑫福利厚生費、⑬給与賃金、⑭地代家賃、⑮減価償却費、⑯貸倒金、⑰外注費、⑱賃借料、⑲雑費等があります。税金などについては、事業に関連して納付する税金は公租公課と呼びます。公租公課のうち必要経費にならないものは所得税、住民税、相続税、贈与税、所得税と住民税の加算金、延滞金です。その他の事業税や消費税、固定資産税、自動車税、登録免許税、印紙税などは経費に入れることができません。ただし、消費税は税込み処理をしているのが前提です。また固定資産税、登録免許税は住居と店舗・工場・事務所が一緒の場合は面積等で按分します。住居の一部を事務所として使っている場合、水道光熱費や通信費、家賃などに事業と関連の無い費用、つまり生活費が含まれている場合、その部分は必要経費にはなりません。従ってその部分は除外するのが原則的ですが、方法としては面積、使用時間、使用割合などで按分します。

## 税金・保険のまめ知識（第69回）収入保障保険

収入保障保険とは、万が一の際、保険金をご遺族に年金形式で支払われる保険のことを言います。保険期間が定まっている掛け捨てタイプの保険ですので、定期保険に位置付けられます。収入保障保険の保険金の受け取り方には確定年金タイプと歳満了年金タイプの2種類があります。

### ◆確定年金型

保険期間中いつ亡くなっても一定期間の年金が確保されています。

(例) 契約年齢35才、月払給付金(保険金総額)月額20万(最大6,000万円)、保険期間60歳、保険料払込期間60歳の場合

保険加入後すぐに亡くなっても月額20万円が10年間支払われ、保険期間終了の直前に亡くなっても月額20万円が10年間支払われるタイプです。

### ◆歳満了年金型

保険期間の終了時点まで年金が支払われます。

上記契約例の場合、保険加入後すぐに亡くなった場合は月額20万円が25年間(総額6,000万円)支払われ、59歳で亡くなった場合は1年間しか支払われないタイプです。

\*保険会社によっては保険期間終了の直前にお亡くなりになった場合でも、ある年数は年金を保障する確定保障期間がある会社もあります。

### ◆保険期間

収入保障保険の保険期間には、5年、10年、15年・・・30年満期や55歳、60歳、65歳・・・85歳満了等があります。契約時の年齢によって選択できる保険期間は限られ、当然若いの方がより長い保険期間を設定できます。

### ◆解約返戻金

割安な保障を重視した保険であるため、収入保障保険には原則解約返戻金はありません。但し、保険期間が長期のものは解約返戻金が支払われるものもあります。

### ◆税務取扱

収入保障保険は定期保険の一種ですので、定期保険の税務取扱に準じます。

従って、長期平準定期保険の条件に該当した場合は、長期平準定期保険の税務取扱と同様に取り扱うことになります。

\*長期平準定期保険の条件に該当する保険でも、解約返戻金は一切支払われないものについては、全額損金扱いとなります。

## 3月の税務カレンダー

3月15日（金）  
確定申告期限

4月1日（月）  
個人事業者の24年分の消費税・地方消費税の確定申告



4月1日（月）  
1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉

7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

## 生命保険の基礎知識 (5)

～保険の約款を読んだことありますか？～

### 主契約の種類

#### 生存給付金付定期保険

保険期間中に死亡したときに死亡保険金が受け取れ、生存していれば一定期間が経過するごとに保険期間の途中で生存給付金が受け取れる保険です。

#### 特定疾病保障保険

特定疾病であるガン、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になったとき、生前に死亡保険金と同額の特定疾病保険金が受け取れる保険です。特定疾病保険金を受け取った時点で、契約は消滅します。特定疾病保険金を受け取ることなく死亡したときは、死亡保険金が受け取れます。満期保険金はありません。

#### 利率変動型積立終身保険

保険料払込期間中は積立金を蓄積し、保険料払込期間満了後はその時の積立金をもとにして、一定の金額までの範囲で、その時の健康状態にかかわらず終身の死亡・高度障害保障を確保することができる保険です。死亡保障や医療保障などの保障機能に重点を置いた保険を自由に組み合わせて契約する形が一般的です。



ちょっとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき (43)

知ってるようで知らない二十四節気とは？-その2-



#### 『芒種』 ぼうしゆ

6月6日頃、午月の正節で、稲を植え付ける季節を意味し、五月雨が間断なく降り続き農家が多忙を極める季節となります。

#### 『夏至』 げし

6月21日頃、午月の中気。北半球では昼が最も長く、反対に夜が最も短い日です。夏の真ん中、梅雨の真っ盛りで菖蒲や半夏生の季節です。

#### 『小暑』 しょうしょ

7月7日頃、未月の正節で、次の大暑に対する意味で、このころに梅雨が明け夏の太陽が照りつけ暑さが次第に厳しくなっていきます。

#### 『大暑』 たいしょ

7月23日頃、未月の中気。一年中で暑さが最も厳しく、時々大雨が降り、蒸し暑くなります。夏の土用はこの節気になります。



# 今月のコラム

あつという間に東京では桜が咲きました。観測史上二番目に早い開花とのことですが、このところの暖かさも手伝って、開花してからわずか四日というスピードで満開となりました。

桜と言えば、以前は四月初旬の入学式のイメージでしたが、このままどんどん早まっていくと卒業式の代名詞になってしまいますね。今年、小学校への入学式を控えているお子さんをお持ちの方は、早めにランドセルを背負わせて写真だけでも撮りに行ったほうがいいかもしれませんね。(笑)

毎年、春に美しい花を咲かせる桜の花芽ですが、実は前年の夏に作られているそうです。しかし、桜の葉から出される開花抑制物質(休眠ホルモン)のため、それ以上は成長することはなく、寒さの訪れとともにその後は休眠状態となります。休眠した花芽は、一定の期間、低温にさらされることでその眠りから覚め、開花の準備を始めます。今年は、この眠りからさめてからの温度上昇が荒まじく早く、どんどん温度が上がったためにこのようなスピード開花になったのだそうです。

四月から新年度という企業様も多いかと思いますが、景気好転を祈りつつ、心機一転、新たなスタートをきりたいものです。花粉症のお方には厳しい季節ですが、外出からもしっかり手洗い・うがいを欠かさずに健康にも十分留意して頑張っていきましょう。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp

花粉症の方、  
きびしい季節ですが頑張りましょう！

